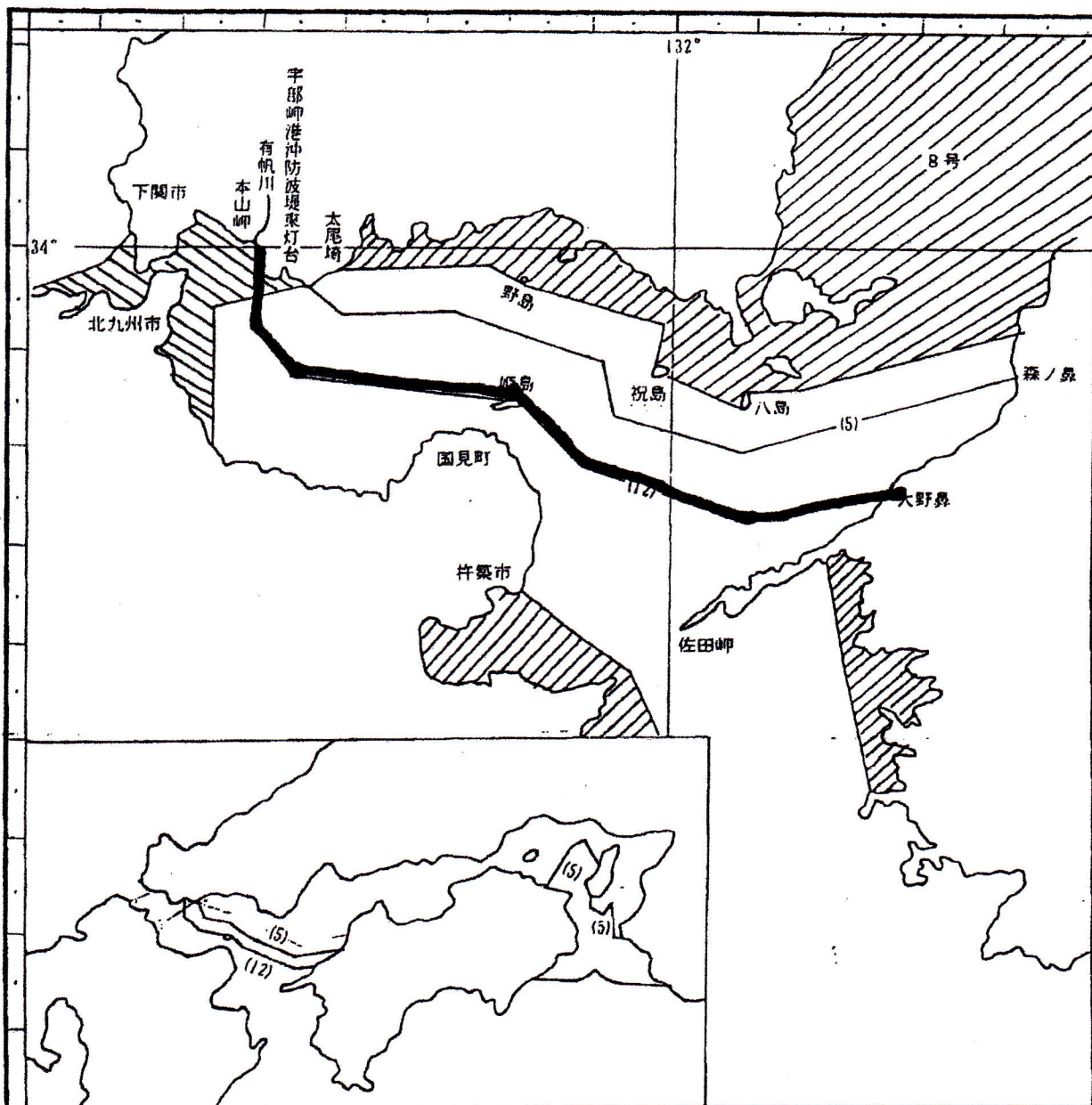


7号水域を母港とするヨットの西端エリア

母港

第7号の水域（西部）



分類	航行区域文章
059907099 5 海里制限 	ただし、次のaからfの各地点（a和歌山県日ノ御崎灯台 b同灯台から270度7500メートルの地点 c同県宮崎ノ鼻灯台から315度16000メートルの地点 d兵庫県沼島三ヶ崎から195度8000メートルの地点 e同県淡路島小瀬ノ鼻から180度9000メートルの地点 f同島小瀬ノ鼻）を順次結んだ線、gからjの各地点（g兵庫県淡路島五斗ノ鼻 h同県上島灯台から170度5海里の地点 i同灯台から205度7海里の地点 j香川県長見山山頂）を順次結んだ線、kからqの各地点（k愛媛県森ノ鼻 l山口県八幡崎から180度5海里の地点 m同県祝島西崎から235度5海里の地点 n同島西崎から295度5海里の地点 o同県野島南端から250度7海里の地点 p同県丸尾崎から195度5海里の地点 q同県宇部岬港沖波堤東灯台）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。
049907099 12 海里制限 	ただし、和歌山県日ノ御崎から徳島県蒲生田岬に引いた線、次のaからdの各地点（a愛媛県大野鼻 b山口県八幡崎から180度12海里の地点 c同県祝島西崎から220度12海里の地点 d大分県姫島柱ヶ岳島）を順次結んだ線、eからhの各地点（e大分県姫島丸石島 f山口県丸尾崎から210度13海里の地点 g同県本山岬から195度5海里の地点 h同県有帆川口右岸突端）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域、和歌山県日ノ御崎から徳島県蒲生田岬に引いた線、和歌山県市江崎から徳島県網代崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち本州及び四国の各海岸から12海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。